

第3回 官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会 報告書

1. 開催日時場所 11月4日(水) 16:30~17:30 委員会室

2. 報告事項

(1) 職員アンケート集計

- 全体で90人(79.6%)からの回答があった。
- 現在の倫理規程、コンプライアンスガイドラインとも、9割が理解している、概ね理解している、常に意識している、概ね意識しているとの回答であった。
- 自由記述欄には、一覧表にあるような内容での記載があった。

(2) 第1部会について

別添参照

(3) 第2部会について

別添参照

4. 協議事項

(1) 外部委員について

- 10/21の弁護士の相談では外部委員会を作るために、事務(手間)を取られるよりも、「個人にいかにか自覚させるかに尽きる」という助言をいただいた。
- 「役場内部では気づかない外部の方の知見」「こういうことがある」「前回の対策でどこが弱かったのか」などの意見を伺いたい。
- 現場の意見
- 前回の対策を見てもらった方は入れた方がいい。
- 外部意見には波佐見の地域性という意見も伺いたい。
- 前回対策を講じたにも関わらず10か月足らずでまた再発してしまった事実がある。公判で明らかになる事実をもとに、現状分析から入ってもらう。
- 公判は外部委員にも聞いてもらった方がいいのではないか。
- 第1部会では入札の見直しを行っているので、第1部会後に外部委員の意見を伺いたい。
- 第2部会は職員倫理条例・規則、ガイドライン(案)について助言をもらいたい。

(2) 第1・2部会で今後検討させる事項

- 携帯のルール

(3) 職員数・工事発注関係部門の見直し

- 技師がない部署の工事はどうしていくか。
- 組織を見直し施設係とかできないか。
- 施設管理を知識がない事務職が行っている。知識がないので、これでいいのかといったところさえも分からない。設計の設計が分からない。不安。
- 文化会館も 20 数年経ち、老朽化であちこち更新工事をしていかなければならない。教委は今施設係になっている。

(4) 今後のスケジュール

- 外部委員は前回お願いした県立大学准教授と司法書士、あと新たに弁護士 1 人の 3 人で調整する。総務課長担当。
- 外部委員を今後選定し、いろいろな助言をお願いすることになるので、1 2 月議会での職員倫理条例の上程は難しくなる。3 月議会に向けて準備を進めていきたい。

(5) その他

※特別なし

職員倫理規程及びコンプライアンスガイドラインに関する意識調査 (R2.10) 集計結果													
問		年代		10・20代		30代		40代		50代		合計	割合
		回答者数・割合		19	21.1%	34	37.8%	26	28.9%	11	12.2%	90	100%
		回答	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	
1. 職員倫理規程について													
問1	規程第2条に「利害関係者等」が定義されていますが、業務を行う上でどのような者が「利害関係者」か理解していますか。	理解している	5	26.3%	5	14.7%	10	38.5%	4	36.4%	24	27%	
		概ね理解している	10	52.6%	25	73.5%	14	53.8%	6	54.5%	55	61%	
		あんまり理解していない	3	15.8%	3	8.8%	2	7.7%	1	9.1%	9	10%	
		ほとんど理解していない	1	5.3%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	2%	
問2	規程第3条に「倫理行動基準」が規定されていますが、基準が設けられていることについて意識していましたか。	常に意識している	7	36.8%	8	23.5%	8	30.8%	4	36.4%	27	30%	
		概ね意識している	12	63.2%	20	58.8%	18	69.2%	6	54.5%	56	62%	
		あんまり意識していない	0	0.0%	5	14.7%	0	0.0%	1	9.1%	6	7%	
		ほとんど意識していない	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	1%	
問3	規程第5条に規定されている「禁止行為」について、禁止行為としての意識はありますか。	常に意識している	10	52.6%	11	32.4%	12	46.2%	7	63.6%	40	44%	
		概ね意識している	9	47.4%	20	58.8%	14	53.8%	3	27.3%	46	51%	
		あんまり意識していない	0	0.0%	3	8.8%	0	0.0%	1	9.1%	4	4%	
		ほとんど意識していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	
2. コンプライアンスガイドラインについて													
問1	「1 全体の奉仕者として公平・公正な職務を行います。」(P.4~P.9)の内容について「職務専念義務・政治的行為の禁止・営利企業の従事制限・職務や地位の私的利益利用・懲戒処分」を、日頃どの程度意識していますか。	常に意識している	7	36.8%	4	11.8%	14	53.8%	5	45.5%	30	33%	
		概ね意識している	12	63.2%	27	79.4%	12	46.2%	5	45.5%	56	62%	
		あんまり意識していない	0	0.0%	3	8.8%	0	0.0%	1	9.1%	4	4%	
		ほとんど意識していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	
問2	「3 町民に安心感・信頼感を持ってもらえる快い対応をします。」(P.11~13)について、記載のある「接遇対応」を日頃どの程度意識していますか。	常に意識している	9	47.4%	12	35.3%	11	42.3%	6	54.5%	38	42%	
		概ね意識している	10	52.6%	20	58.8%	14	53.8%	5	45.5%	49	54%	
		あんまり意識していない	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	2%	
		ほとんど意識していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	
問3	「4 法令を遵守し、誠実かつ公正に適正な職務を行います。」(P.13~17)について記載のある「法令、職務命令遵守」を日頃どの程度意識していますか。	常に意識している	7	36.8%	7	20.6%	10	38.5%	6	54.5%	30	33%	
		概ね意識している	12	63.2%	25	73.5%	16	61.5%	4	36.4%	57	63%	
		あんまり意識していない	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%	1	9.1%	3	3%	
		ほとんど意識していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	
問4	「6 個人情報保護を徹底します。」(P.19~20)について、「個人情報の適切な保管・管理、情報セキュリティ対策の徹底」を日頃どの程度意識していますか。	常に意識している	12	63.2%	9	26.5%	11	42.3%	6	54.5%	38	42%	
		概ね意識している	7	36.8%	21	61.8%	15	57.7%	3	27.3%	46	51%	
		あんまり意識していない	0	0.0%	4	11.8%	0	0.0%	2	18.2%	6	7%	
		ほとんど意識していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	

意識調査自由意見欄の主な意見		
	主な意見	意見数
1	規程・ガイドライン分かりやすく作成してほしい	5
2	規程・ガイドラインへの具体例の記載	14
3	職員研修・意識調査	13
4	課・係での勉強会、面談等	11
5	朝礼での復唱	6
6	禁止事項等役場の目に見えるところへの掲示	9
7	セキュリティー関係（PC・書類整理等）	4
8	セキュリティー関係（庁舎・執務室関係）	3
9	コンプライアンスチェックシートの作成	6
10	任命権者・監督者・町民・事業者・議員等の責務を定める	2
11	管理職への通報、通報者保護体制の確立	2
12	相談体制の整備	2
13	ゆとりある組織体制の構築	8

第1部会 官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会の考え方（たたき台）

I. 検討委員会の基本的な考え方

2つの専門部会を設置。内容は議会の決議にも対応したもの。

第1部会：入札制度及び随意契約等の契約に関すること

第2部会：倫理条例、職員研修及びコンプライアンスガイドラインに関すること

II. 第1部会の基本的な考え方

職員による設計金額等の漏洩という官製談合は、予定価格を事前公表することで防ぐことができる。業者が職員に対して予定価格を探る行為も防止できることから、予定価格の事前公表を導入してほしいとの職員からの要望もある。

しかし、予定価格の事前公表には、業者間の談合が容易に行われる可能性や、積算能力が不十分な事業者でも落札できる可能性があるなど、大きなデメリットが指摘されているため、国は地方公共団体に対し事前公表の取りやめを含む適切な対応を求めている。仮に事前公表を採用するとしても、制度設計やメリット、デメリットについての研究及び関係者への事前周知に相当の時間を要することから、まずは現行入札制度での官製談合再発防止策を検討した。

1. 現行入札制度での官製談合再発防止策

入札執行にあたり、設計金額等を知る職員は、役場内に必要不可欠である。設計金額等の漏洩を防止するには、設計金額等を知る職員を最小限の人数にすることを第一に考え、業務のあり方を再点検した。

(1) データの管理

工事の設計金額は、一部の工事を除き専用端末に内蔵された積算システムを利用して計算し、作成したデータは積算システム内に保存している。この積算システムを利用するには個人IDとパスワードが必要である。さらにシステム内に保存したデータは、入札執行後まで他の職員が参照できない設定としていることから、現行のデータ管理は適正と判断する。

積算システムを利用しない工事及び工事以外の設計金額はエクセル等で計算し、原則班内の職員及び上司に限り閲覧可能な共有フォルダに保存している。班内の職員及び上司は決裁ルート上の職員であり、現行のデータ管理で設計金額等を知る職員を最小限の人数に制限できていると判断する。

(2) 文書の管理

①起工伺いへの設計書添付

印刷した設計書は起工伺いに添付し、町長の決裁を仰いでいる。標準的な決裁ルートは次のとおり

事業担当課：担当職員→班内職員→担当課長→企画財政課へ

企画財政課：入札担当職員→予算担当係長→課長→副町長→町長

違算等がないかの二重チェック、各課長及び副町長による確認、町長による決裁であり、現在においても必要最小限の人数に制限できていると判断する。

ただし、決裁文書には「取扱注意」であることを明示し、次決裁者には手渡しするなど、むやみに人目につくことを避けるよう細心の注意を払うことを確認した。

また、決裁の途中で退庁する場合は、各課の鍵付きキャビネットで厳重に保管することとする。

②起工伺い決裁後の設計書保管

決裁後の設計書は入札日まで企画財政課で保管していたが、会計課の金庫に保管するよう改めた。その際は、会計課職員も閲覧できないよう封筒に入れて糊付けし、企画財政課長の割印を押すこととした。

(3) 入札等に関する問い合わせ対応

入札に関する質問については、縦覧設計日（入札執行通知日）以降、企画財政課において文書で受け付け、指定日に文書で一斉回答しているが、実際のところ電話での問い合わせもあっていたことから、入札執行通知から入札会終了まで、電話も含むすべての問い合わせ窓口を企画財政課に一本化し、口頭での質問は受け付けず、すべて文書で質問するよう徹底する。10月2日以降に執行した入札会の参加業者へ文書で周知しており、町内関係業者へも周知した。

随意契約においても、電話で問い合わせがあった場合は即答せず、一旦電話を切り上司に相談のうえ回答することを徹底する。回答の際は、1者のみの回答ではなく、関係するすべての業者に公表する。

また、問い合わせに対応したものは電話口頭受理等に記録し、上司に報告することを徹底する。

2. 現行制度の見直しと新たな制度の導入

(1) 随意契約の見直し

①波佐見町契約に関する規則（昭和36年6月1日規則第7号）の見直し

現状に合わせた整理。予定価格が20万円（工事の場合は30万円）を超えないものは1者見積もり可とする。

②職員による設計・積算

予定価格の積算にあたっては、建設物価やネット等で調べた単価及び一定のルールに基づく一般管理費等をもって、職員により設計・積算することを原則とし、職員ではできない場合に限り複数業者から参考見積を徴取することとする。

③参考見積

決裁を受けたうえで、文書で依頼することを原則とする。

④マニュアルの整備と職員研修

地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用条件ほか。

(2) 最低制限価格の見直し

令和元年9月の県の改正に合わせた見直し。

(3) 公金支出情報及び限度額を超えた随意契約の公開

1者見積もりの拡大もあることから、透明性の確保のため全ての公金支出情報を公開する。また、限度額を超えた随意契約は適用条項と随契理由を公開する。

(4) 類似工事における受注機会拡大の運用

受注機会の拡大を図るとともに、工期の短縮及び請負業者の倒産に伴う工事施工中止のリスク分散も目的とする。

(5) 第三者による入札監視委員会の設置

3. 将来的な検討

(1) 電子入札の導入

システムにかかる費用が最大の課題。スポット利用や他自治体との共同利用も検討。

(2) 電子決裁の導入

経費だけでなく、パソコン上で積算や図面のチェックを効率よくできるかが課題。

(3) 予定価格の事前公表

本町においては採用しないこととしたが、全国の動向は注視しておく。

III. 第2部会の基本的な考え方

官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会

第二部会 報告書

1. 開催日時場所 令和2年10月28日(月)13:30~16:00 委員会室

2. 参加者 12名

3. 報告事項

(1) 10月20日開催議会全員協議会での意見

外部委員会の立ち上げ提案があった。

(2) 議会全協後開いた官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会での意見

○外部委員会の委員の選考等に時間を要するので、職員倫理条例の12月議会での上程は日程的に厳しいのではないかと。

○地元と取り組んでいる協働に対してマイナスの提案が出る可能性もある。本当に外部委員会を立ち上げるのか？

4. 協議事項

(1) 職員アンケート

集約結果を説明、9割近い職員が理解している、概ね理解している。常に意識している、概ね意識しているとの回答であった。自由記述欄の意見を参考に。倫理規定やコンプライアンスガイドラインも検討していきたい。

(2) その他意見

○今後、倫理条例からやっていくのか、それともコンプライアンスガイドラインからやっていくのか。

○ガイドラインをどういう方向性を持っていくのか、また職員倫理条例と同時期に示す必要があるのではないかと。

○ガイドラインについては、より分かりやすくするため具体例等を盛り込んだ質疑応答集等を作成する。前回提示を見送った「波佐見町職員倫理規程運用例」をどうするのか。

○毎年1回は全体研修会を行って、判断が難しい具体例等を取り上げて、理解を深められるような研修を行う。

○今のガイドラインがわかりにくいので浸透しにくいのではないかと。具体例をあげた方が良い。

○県で作成しているような懲戒処分指針の一覧を職員へ周知した方が良いのでは。

○職員通報制度の確立。

○コンプライアンスガイドラインに、波佐見町はまずはどういった職員を求めているか職員像をあげる。「千葉県の教本」など一冊になったものがある。

○条例・規則・コンプライアンス、いっぱいあってわかりにくい。コンプライアンスの具体例は逐条解説的なものをつくってみてはどうか。

- 2 回談合事件が発生した。ここを強化、特化したものを作成してみてもいいのでは？皆だめだとわかっているとは思いますが、それを何故してしまうのか。
- 事務担当が発注業務も行っている。そうするとあいまいなところも出てくる。このことは第一部会で検討する事項ではないか。第1部会と第2部会の線引きがわからない。
- 今の自分たちのやっている仕事を第3者目線でチェックしてもらいたい。今の業務が本当のことをやっているか分からない。工事だけではなく契約についてもチェックしてもらいたい。
- 事業課に行ったことがない。いろんな情報が欲しい。
- アンケート結果を職員全員にフィードバックしてはどうか。
- 農林課は農家とのつながりなど、Q&Aが欲しい。
- 契約事務研修に行ったが参考になった。契約事務研修を職員研修として取り入れては？
- 外部委員は、全国町村会の弁護士さんもいる。
- 研修の種類、職員にどう意識づけする。
- 組織と定員の見直し。これは管理職の委員会で検討。
- 平日頃からの職員の意識づけはどうする。

(3) 今後

- 当初は12月議会で職員倫理条例を提案ということで動いていたが、外部委員会等の話もあり、12月議会での提案スケジュールが変更しそうなので、11月4日に予定していた第2部会の検討は延期する。
- コンプライアンスガイドラインを解りやすくするため、具体例やQ&Aなど検討する。
- 職員倫理条例は、自治大出身者で構成する条例審査会でまずは検討する。
- 職員アンケートを全職員へフィードバックし、さらに意見を求める。
- 職員への更なる意識づけ、どういう方法があるのか検討する。
- 第1部会で検討してもらった事項も意見として出てきたので、第1部会で検討してもらおう。